

2011年度自己点検・評価年次報告書総括

はじめに

報告書の作成にあたり、どの単位で案を作成し、それをどの単位で確認ないし検証を行うか、それをいかなる手続きで行うかは、改めて検討する必要があると考える。

教授会に審議依頼できる事柄については、それほど問題はないように思われるが（ただし、学内理事会や大学評議会などの関与の仕方は検討に値するかもしれない）、教授会横断的な事項や、とりわけ、大学全体に関わる事項については、作成・確認・検証をいかにして行うか、現状では十分ではないと思われる。来たるべく認証評価に向けて、以上の点の整備を進めていくべきであろう。

I. 2011年度自己点検・評価年次報告書総括

2011年度より、認証評価が第2サイクルを迎え、(財)大学基準協会にて2011年度以降用いられる新しい大学評価基準（以下「新大学評価システム」という）へと移行した。このことを受け、本学でも新大学評価システムへの対応を視野に入れた自己点検・評価活動に取り組むこととした。2011年度の自己点検・評価項目は、新大学評価システムでの点検・評価項目を用い、6つの大学基準について、関係単位で点検・評価を実施し、報告書を作成いただいた。

2011年度及び2012年度自己点検・評価年次報告書は、次期認証評価受審時（2014年度）のための自己点検・評価年次報告書（2013年度版）のプレ報告書として位置付け、取りまとめに際しては、「具体的な目標とその達成度の差異を分析し、PDCAサイクル(*1)を連綿と続けることで自大学の改革を目指す」という自己点検・評価の基本的考え方を学内に周知徹底できるように各単位へのフィードバックに力を入れることに留意した。以下、本委員会で確認した点等につき、問題提起も含め大学基準ごとに示す。

なお、本委員会での議論を踏まえて、3点、付言しておきたい。第一に、本年度の年次報告書作成に際して、一部の単位において提出期限が守られず、取りまとめに影響が生じた。次年度以降は十分にご留意頂きたい。第二に、年次報告書は広く読まれるべきであるから、外来語や外国語そのもの（例えば、前出の「PDCAサイクル」）を使用する際には、十分な配慮が必要である。こちらも次年度以降ご留意頂きたい。第三に、前述のとおり、現行の自己点検・評価活動の体制については改善の余地があり、検討を開始した。

(*1) 計画 (P) 実行 (D) 評価 (C) 改善 (A) のサイクルを通して、より高い次元の改善を達成できるような自己点検・評価活動における改善方策

1. 教員・教員組織について（大学基準3）

第2回自己評価委員会で、全体的に報告書の根拠資料への意識を高めていただきたい、という点を各単位に依頼した上で取りまとめた。また、本基準におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの関連について、各単位間において記載にバラツキが見られた。2013年度版自己点検・評価年次報告書には、大学全体として共通認

識を持った記述にしていく必要があると考える。以下評価の視点に沿って確認していく。

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

評価の視点	(ア)教員に求める能力・資質等の明確化
	(イ)教員構成の明確化
	(ウ)教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化
達成度評価	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢など、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、教員組織の編制方針を定めている。

評価の視点(ウ)に関する記述がやや弱い印象があったため、第2回自己評価委員会で「(例)教員の体制について、各専攻分野において責任者を定め、研究科委員会において適時適切に審議、決定している。」を例示したこともあり、ほぼ全ての単位において評価の視点に則した記述を確認することが出来た。

なお、形式的なことだが、記載順について、本来は、下表左欄の記載順になるべきであるが、2011年度自己点検・評価年次報告書においては、各単位の取り組み状況を比較検討しやすいという観点から、下表右欄の記載順とした。各単位において記述された2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策のうち、大学全体の課題として認識した方がよいと思われるものについては、積極的に自己評価委員会で取り上げ、関係機関へ問題提起する等して改善に繋げたい。

2013年度版自己点検・評価年次報告書	2011年度自己点検・評価年次報告書
(1)編制方針を明確に定めているか。 1.現状の説明(大学全体、各学部・研究科) 2.点検・評価(大学全体、各学部・研究科) 3.将来に向けた発展方策(大学全体、各学部・研究科) 4.根拠資料(大学全体、各学部・研究科)	大学全体の (1)編制方針を明確に定めているか。 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (2)相応しい教員組織を整備しているか。 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (3)教員の募集・採用・昇格 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
(2)相応しい教員組織を整備しているか。 1.現状の説明(大学全体、各学部・研究科) 2.点検・評価(大学全体、各学部・研究科) 3.将来に向けた発展方策(大学全体、各学部・研究科) 4.根拠資料(大学全体、各学部・研究科)	各単位の (1)編制方針を明確に定めているか。 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (2)相応しい教員組織を整備しているか。 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (3)教員の募集・採用・昇格 1.現状の説明、2.点検・評価、3.将来に向けた発展方策、4.根拠資料 (4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。
(3)教員の募集・採用・昇格 1.現状の説明(大学全体、各学部・研究科) 2.点検・評価(大学全体、各学部・研究科) 3.将来に向けた発展方策(大学全体、各学部・研究科) 4.根拠資料(大学全体、各学部・研究科)	
(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。 1.現状の説明(大学全体、各学部・研究科) 2.点検・評価(大学全体、各学部・研究科) 3.将来に向けた発展方策(大学全体、各学部・研究科) 4.根拠資料(大学全体、各学部・研究科)	

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

評価の視点	(ア)編制方針に沿った教員組織の整備
	(イ)授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

	(ウ)研究科担当教員の資格の明確化と適正配置 (大学院)
達成度評価	②教員組織の編制方針に従う教員組織を編成している。 (評価に当たっては、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであるかに留意する。) ・方針と教員組織編制実態の整合性 ・十分な教育活動を展開するための取り組み (例えば、授業科目と担当教員の適合性を判断する措置の導入や、専任教員1人あたり学生数に対する配慮などが考えられる。) ・教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化するなど、その適切性・透明性を担保するための取り組み

評価の視点(イ)については、大学全体の方針に、「授業科目と担当教員の適合性について、各学部の教授会において、新規教員採用時、担当者変更時に当該教員の研究業績等に基づき、適切に審査されている。大学院研究科担当教員の資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」(資料①)に基づき、各研究科委員会で行っている。」と記述することで対応した。各単位においては、この記述どおりに運用していることを教授会、研究科委員会等の議事録等に明示し、根拠資料として示せるようお願いしたい。

評価の視点(ア)、(イ)に関連して、大学設置基準第10条「大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条及び第四十六条第一項において「教授等」という。)に担当させるものとする。」に則し、専任教員が責任をもつ体制であることが明確になるよう各単位に検討依頼し、これを意識する機会を持った。2013年度版自己点検・評価年次報告書には、大学全体として記述できることを期待したい。

また、次期認証評価に向けて、学部毎に専任と兼任(非常勤)の担当比率のデータを示すことについて第2回自己評価委員会で検討したところ、「事務局でデータを整理して示していただきたい。また、データ作成の際に主要授業科目をどう定義するのかといった問題もあるが、主要授業科目において算出すべきである。」との意見が出された。これを受け、2011年度自己点検・評価年次報告書には間に合わないが、2012年度自己点検・評価活動計画に本事項を織り込み、主要授業科目の定義も含めて教員の専兼比率のデータについて示すこととしたい。

基盤評価 (2)(3)共通	③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。
------------------	---

大学院について、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成11年9月14日文部省告示第175号)」に照らし、文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程、文学研究科欧米文化専攻博士後期課程、法学研究科私法学専攻博士後期課程において改善する必要があり、その旨を記述いただいた。自己評価委員会として対応状況を注視していきたい。

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

評価の視点	(ア) 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化
	(イ) 規程等に従った適切な教員人事

ほぼ全ての単位において評価の視点に則した記述を確認することが出来た。

大学全体の方針にも記述したとおり、愛知大学では、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」、「学部卒及び専門職大学院卒人事手続き取扱要領」、「昇格人事手続き取扱要領」の規程があるが、この3点全てについて記載のある学部は3つにとどまっており、学部間で記述にバラツキが見られた。3点の規程に関する記述のない学部においては、規程の運用状況を確認の上、2013年度版の自己点検・評価年次報告書には大学全体として記述し、各単位の記

述は最小限にとどめる方向で検討したい。

経営学研究科の「資格審査に関する諒解事項（昭和 56 年 4 月 1 日）」、「資格審査に関する申し合わせ（昭和 56 年 4 月 1 日）」の適用範囲について、全研究科で適用されているのであれば、大学全体として記述した方がよいため、自己点検・評価年次報告書（2013 年度版）を見据えて準備したい。

大学院の資格審査の取り扱いについて研究科間で格差が見られた。今後に向けての対応として、例えば「5 年おきに 5 年間の研究業績を基に定期的に資格審査を行い、大学院における課程に相応しい教員の資質を担保するシステムを構築する」（立命館大学 2010 年度自己点検・評価報告書 P116）等他大学の取り組みも参考に、本学においても資格審査のあり方について検討の余地があるため、2012 年度中に大学院全体としての方向性を検討していただきたい。

評価の視点(ア)に関連して、大学設置基準(*1)に従い、「愛知大学の教育職員の採用及び昇格に関する規程」第 3 条第 1 項の「経験」という文言を、「業績」に変更する規程改正の必要性について関係機関へ検討依頼することについて議論し、しかるべき機関で検討されるべき課題であることとした。

<p>(*1) 大学設置基準第 14 条(教授の資格)</p> <p>教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の<u>業績</u>を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者(以下略)</p>	<p>○愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程</p> <p>(教授の採用及び昇格の基準)</p> <p>第 3 条 教授は、次の各号の一に該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、かつ教育研究に関し<u>経験</u>を有する者</p> <p>(2) 公刊された著書、論文、学会報告等により前号の学位を有する者に相当する研究業績があり、かつ教育研究に関し経験又は識見を有する者(以下略)</p>
--	--

<p>達成度評価 (2)(3)共通</p>	<p>(ア) 方針と教員組織編制実態の整合性</p>
	<p>(イ) 十分な教育活動を展開するための取り組み</p>
	<p>(ウ) 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化するなど、その適切性・透明性を担保するための取り組み</p>

ほぼ全ての単位において評価の視点に則した記述を確認することが出来た。

改善すべき事項、将来に向けた発展方策の中で、審査基準の見直しについて記述している学部もあった。「経営学部教授等資格基準内規」をグッドプラクティスとして参考にしていただきたい。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<p>評価の視点</p>	<p>(ア) 教員の教育研究活動等の評価の実施</p>
	<p>(イ) ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性</p>

大半の単位がFD活動の記述に偏重しており、教員の教育研究活動等の評価の実施についての記述が見られなかったため、第 2 回自己評価委員会で、教授会等で研究への取り組みを繰り返して促すことで科研費への応募が増えた単位の事例を紹介し、修正いただいた。

評価の視点「教員の教育研究活動等の評価の実施」に関し、現状では業績の評価を全学的に実施しているとはいえない状況にあるため、全学的な対応として「毎年度、公式ホームページ公開のために研究支援課に提出される教育研究業績が出揃った段階で、これを研究政策機構運営委員会もしくは研究委員会で確認、検証する。この確認、検証の行為をもって評価している、と位置付ける。」という提案について議論し、しかるべき機関で検討されるべき課題であるこ

ととした。

また、達成度評価「③教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を行い、教員・教員組織の質の維持・向上を恒常的かつ適切に行っている。（※ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を言う。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組みについては、4教育内容・方法・成果において問う）」の記述が無かった単位には第2回自己評価委員会後に修正依頼をし、ほぼ全ての単位において評価項目に則した記述を確認することが出来た。

教員の教育研究業績について、大学評議会決定（2008年11月20日）を受け、2010年度に本学公式ホームページでの公開を開始した。本来、2011年度時点では2010年度までの業績がアップされるべきところ、現状では、2008年度までの業績にとどまっている。現在、担当課において鋭意作業を進めているところであるが、新大学評価システムに対応した自己点検・評価活動を推進する上でも最新の業績を公開すべく速やかに作業を進めていただくことを要請したい。

大学院研究科の記載で、学部や学会が主体の取り組みを記載している場合が多く見受けられるため、認証評価受審の際の2013年度年次報告書については、学部との整合性に留意いただきたい。

文学部においては、教授会で卒業論文指導体制について議論されており、教員の資質向上に一定の成果を挙げることが期待される。評価項目には直接的な関連性は薄いですが、こういった取り組みは特に卒業論文を必修にしている他学部においても参考にさせていただき、大学全体の資質向上に繋げていただきたい。

全般にわたって「～が必要である」、「～を検討すべきである」、「～が課題である」といった記述が散見されるが、大学評価ハンドブック（2011（平成23）年度申請大学用（大学基準協会））にはこういった記述は望ましくないとあるため、2012年度までに検討や課題に取り組んでいただき、2013年度版の自己点検・評価年次報告書には「～について検討した結果、～となった。」と記述できるように取り組んでいただきたい。つまり、2011、2012年度の年次報告書を作成する過程そのものを、PDCAサイクルとなるようにしていただきたい。

2. 学生支援について（大学基準6）

本学では、「キャリア形成検討会議」を立ち上げ、『学士課程教育』『学生生活・課外活動支援』『キャリアデザイン・就職活動支援』の融合をコンセプトとした「愛知大学における包括的キャリア形成支援システム」を完成させ、さらにその具体的な推進により、『キャリア形成総合科目』（正課授業）の立案、事務局キャリア形成ワーキンググループによる学生生活・課外活動支援等の具体策の検討が進められ、活動状況については、2011年10月27日の大学評議会に報告されている。これを具体的に進めることで学生支援の向上に繋げていただきたい。

第3次基本構想及び事業計画書に「学習・教育支援センター、学生相談室、保健室の連携体制の構築等の、総合的な学生支援体制を整備する。」ことを掲げているが、学生支援の業務は、学生部委員会、就職委員会、教学委員会等、複数の単位に跨ることから、各単位間の連携体制の構築も重要である。

以下に評価の視点、基盤評価、達成度評価の項目を示しておく。

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を

明確に定めているか。

評価の視点	(ア) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化
達成度評価	①修学支援、生活支援及び進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

評価の視点	(ア) 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性
	(イ) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施
	(ウ) 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性
	(エ) 奨学金等の経済的支援措置の適切性
達成度評価	②修学支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・留年者及び休・退学者の状況把握と対処 ・補習・補充教育の実施 ・障がい学生に対する修学支援の実施 ・奨学金を措置するなどの経済的支援の実施

報告書の1. 現状の説明の概要については評価の視点に即しているものの、2013年度版自己点検・評価年次報告書には、上記評価の視点(ア)～(エ)について本学での取り組み内容に関する具体的な記述を充実させていただきたい。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

評価の視点	(ア) 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮
	(イ) ハラスメント防止のための措置
達成度評価	③学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生等、生活支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室を設置しカウンセラー等の専門の相談員を置くなど、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に関する体制(責任を有する委員会、相談窓口)の整備、手続の明確化、学生への案内

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

評価の視点	(ア) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
	(イ) キャリア支援に関する組織体制の整備
達成度評価	④進路支援、学生のキャリア形成支援のための仕組み、組織体制、その運用状況等が、学生支援に関する方針に沿うものであり、学生に対する支援として適切であるといえる。

3. 教育研究等環境について(大学基準7)

名古屋校舎の扱いについて、2011年度末で名古屋校舎は使用しなくなるため(2012年度に限って運動部が運動場を使用予定)、2011年度自己点検・評価年次報告書では記述しない。新名古屋校舎については、2011年度は可能な範囲で記述いただき、2012年度に踏み込んで記述いただく予定。また、車道校舎については、報告書にも記述されているとおり、2011年度まで法学部3、4年次生が在籍しているが、2012年4月に新名古屋校舎に移転すること、また2012年8月～9月に本部移転を予定していること等から、竣工後の新名古屋校舎と併せて、2012年度自己点検・評価年次報告書に記載することとした。

以下評価の視点に沿って確認していく。

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

評価の視点	(ア) 学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化
-------	------------------------------------

	(イ) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画
達成度評価	①学生の学修、教員の教育研究の環境整備に関わる方針を、当該大学、学部・研究科の理念・目的を踏まえて定めている。

方針、各校舎の施設計画は策定されているため、計画実施のための予算措置、進捗管理を行っていただきたい。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

評価の視点	(ア) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティ(*2)の形成 (イ) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保
基盤評価	①校地及び校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。
達成度評価	②校地及び施設・設備は、その運用状況等(維持管理の体制含む)において、方針に沿い適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 ・施設・設備、機器・備品を適正に管理する責任体制、及び衛生 ・安全を確保するためのシステム整備 ・バリアフリーに対応するなど、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み

(*2) 学生や教職員にとって快適で安全な施設・設備。

達成度評価にあるバリアフリーについても記述されているが、2013年度版自己点検・評価年次報告書を見据えて、評価の視点(イ)対応として、「規程等に則り、定期的に施設の点検、補修を行い、施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保に努めている。」旨の記述も検討いただきたい。

新名古屋校舎の食堂の座席数は740席(キャンパスレストラン380席、フードコート360席)あるため、新名古屋校舎の在籍学生数を7,000人とすると1席あたり学生数は9.5人になる。2012年度年次報告書においては、この対応状況について、例えば、店舗等の販売、回転率向上に向けた対応、昼食時間の分散化を図る等を記述することも考えられる。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

評価の視点	(ア) 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 (イ) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 (ウ) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備
基盤評価	②図書館における図書、学術雑誌、電子媒体等の整備状況が、当該大学、学部・研究科等における教育研究活動に支障のない質・量のものであること。 ③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な職員を配置していること。
達成度評価	③図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報及びその利用環境が、方針に沿い適切である。その際、下記事項については、当該大学の特質に応じて、適切な配慮を行っている。 ・国立情報学研究所のGeNii(*3)や他の図書館とのネットワークを整備するなどの、学術情報へのアクセスの充実 ・座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備

(*3) 国立情報学研究所の学術コンテンツポータル。国立情報学研究所が作成・収集した膨大な学術コンテンツを連携させた総合検索システム。

本項目の記述については、評価の視点、基盤評価、達成度評価いずれの項目も網羅されているが、報告書の改善すべき事項に記載されている事項について2012年度以降対応いただき、改善に繋げていただきたい。

4. 社会連携・社会貢献について（大学基準8）

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

評価の視点	(ア) 産・学・官等との連携の方針の明示
	(イ) 地域社会・国際社会への協力方針の明示
達成度評価	①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学・学部・研究科の理念・目的を踏まえながら定めている。

本基準の記述については、評価の視点、基盤評価、達成度評価いずれの項目も網羅されている。特に2011年度は地域政策学部、地域連携室が設置され、国際ビジネスセンター構想も具体化されつつあり、引き続き、方針に沿って社会連携・社会貢献に資していただきたい。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点	(ア) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動
	(イ) 学外組織との連携協力による教育研究の推進
	(ウ) 地域交流・国際交流事業への積極的参加
達成度評価	②社会連携・社会貢献に関する取り組み、実績等から、社会連携・社会貢献を方針に沿って推進しているといえる。

報告書にある a. 公開講座、オープンカレッジの開催、b. 地方自治体との連携、高大連携、c. 地域貢献、社会貢献の各担当単位において、2013年度版自己点検・評価年次報告書には、その目的・意図が明確になるよう記述いただきたい。

また、本評価の視点と1. 教員・教員組織について（大学基準3）の評価の視点「(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか」で各単位に記述いただいた部分との関連性について、2013年度版自己点検・評価年次報告書には、報告書全体としての整合性を検討する必要がある。

5. 管理運営・財務（大学基準9）

①管理運営について

本基準の記述については、評価の視点、基盤評価、達成度評価いずれの項目も網羅されているが、特に報告書の改善すべき事項に記載されている事項について2012年度以降対応いただき、改善に繋げていただきたい。以下に評価の視点、基盤評価、達成度評価の項目を示しておく。

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

評価の視点	(ア) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
	(イ) 意思決定プロセスの明確化
	(ウ) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
	(エ) 教授会の権限と責任の明確化
達成度評価	①方針は、意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）や中長期の大学運営のあり方を明確にしたものである。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

評価の視点	(ア) 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
	(イ) 学長、学部長・研究科長及び理事（学務担当）等の権限と責任の明確化
	(ウ) 学長選考及び学部長・研究科長等の選考方法の適切性
基盤評価	①方針は、意思決定プロセスや、権限・責任（教学組織と法人組織との関係性含む）や中長期の大学運営のあり方を明確にしたものである。
達成度評価	②管理運営方針に基づき、必要となる規程を定め、それに基づいた管理運営を適切に行っている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

評価の視点	(ア) 事務組織の構成と人員配置の適切性
	(イ) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策
	(ウ) 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
基盤評価	②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。
達成度評価 (3)(4)共通	③事務職員の意欲・資質向上のために取り組むなど、事務組織の機能を高める努力をしている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点	(ア) 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善
	(イ) スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

②財務について

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

評価の視点	(ア) 中・長期的な財政計画の立案
	(イ) 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
	(ウ) 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性
達成度評価	④【大学財務評価分科会評価事項】教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）を確立している。中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定されている。また、それらの関連性が適切である。教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入（整備）している。文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用等の状況は、当該大学の財政基盤の充実に資する上で適切である。（私立大学）当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示している。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

評価の視点	(ア) 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査
	(イ) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立
基盤評価	③【大学評価分科会評価事項】財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。 （私立大学）監事による監査報告書を整備し、私立学校法第 37 条第 3 項に定める学校法人の業務及び財産の状況を適切に示しているといえること。
達成度評価	⑤【大学評価分科会評価事項】予算編成、執行のルール、過程、財務監査等に問題が認められる場合は、達成度評価①または②のなかであわせて評価を行う。（その際、下記の点などに留意する） ・ 予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性（予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組み等、適切性・明確性を高める取り組みを含む） ・ 監事を中心とした監査の方法・プロセス・体制等の適切性、客観性 ※なお、大学財務評価分科会は本達成度評価事項に関し、大学評価分科会に対して意見を出すことができる。

概ね各項目に即して記述されているが、達成度評価項目「予算配分と執行のプロセスの明確性・透明性（予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組み等、適切性・明確性を高める取り組みを含む）」という観点から、経理担当課室においてチェックを行っている（現状の説明）、申請単位との意見交換の場を設ける必要がある（将来に向けた発展方策）旨の記述については、例えば会議体等で組織的に検証すること等により、改善に繋がることも考えられる。また、監査室を内部監査室に組織改変（2012年2月）しているため、監査の観点からの記述も検討された上で、2012年度以降の自己点検・評価活動を行っていただきたい。

6. 内部質保証について（大学基準10）

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点	(ア) 自己点検・評価の実施と結果の公表
	(イ) 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

評価の視点に示されている点については対応できており、大学として一定の義務を果たしている。今後はより実質的な自己点検・評価活動を目指していただきたい。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

評価の視点	(ア) 内部質保証の方針と手続きの明確化
	(イ) 内部質保証を掌る組織の整備
	(ウ) 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
	(エ) 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

報告書に記載のとおり、自己評価委員会の見直し等、「内部質保証」を意識した学内体制の構築を目指すことで評価の視点をクリアできる内容が多分にあるため、体制についての検討も進めていただきたい。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

評価の視点	(ア) 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
	(イ) 教育研究活動のデータベース化の推進
	(ウ) 学外者の意見の反映
	(エ) 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

(ア)報告書の改善すべき事項の記述を受け、事務職員の個人レベルでの自己点検・評価活動等については担当機関において具体的に検討が進むことを期待したい。また、教育職員についても「学生による授業評価アンケート」等の取り組みが、恒常的な改善に繋がる仕組みとなるよう意識されることを期待したい。

(イ)については、報告書に記述のとおり、すでに教育職員の教育・研究業績をデータベース化し、本学公式ホームページで公開しているが、公表する情報の充実に向けた取り組みや適時適切な更新が行われるよう改善いただきたい。

(ウ)について、愛知大学自己点検・評価規程第8条第3項に「学長は、第9条の規定により自己評価結果が学外に公表された場合、懇話会を開催し、学外の有識者の意見を徴するものとする。」と規定されているが、これまで懇話会の開催実績はない。報告書の記述にある「豊橋市長をはじめとする要人を理事として招き、理事会を毎月開催している」点は評価できるが、これで十分ではないため、アドバイザリーボード等も視野に入れ、より学外者の意見を反映できる仕組みを検討いただきたい。

内部質保証に関する基準は、新大学評価システムで新設された基準であるが、本学がこれまで培ってきた仕組みを活かしつつ、毎年の自己点検・評価活動を通じて本学なりの恒常的な改善に繋がる内部質保証システムが構築されることを期待したい。

II. 今後の自己点検・評価活動について

1. で記述した修正すべき課題について、各単位においては、2012年度に取り組んでいただき、その結果を次期認証評価受審時（2014年度）のための自己点検・評価年次報告書（2013年度版）で記載できるよう意識いただくとともに、自己点検・評価活動を受審のための一時的なものに終わらせず、持続的、実質的な改善のためにこそ行われることを期待したい。

参考までに次期認証評価受審までのスケジュール概要を以下に示す。

(次期認証評価受審までのスケジュール概要)

大学基準	2011 年度	2012 年度 (予定)	2013 年度
1 理念・目的	—	年次報告書作成	次期認証評価受審時 (2014 年度)のための 自己点検・評価年次 報告書 (2013 年度版)
2 教育研究組織	—	年次報告書作成	
3 教員・教員組織	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	
4 教育内容・方法・成果	—	年次報告書作成	
5 学生の受け入れ	—	年次報告書作成	
6 学生支援	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	
7 教育研究等環境	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	
8 社会連携・社会貢献	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	
9 管理運営・財務	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	
10 内部質保証	年次報告書作成	(改善すべき事項対応)	

以上